

国際機構法シラバス

教授 濱本 正太郎

<http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp>

hamamoto@law.kyoto-u.ac.jp

講義目標

プロセスとしての international organization（国際社会の組織化）と被造物としての international organization（国際機構）との法的意義を検討することを通じて、国際関係を法的に把握する力を獲得する。

より具体的には、以下を目標とする。

- 国際社会の形成過程を法的観点から説明できる。
- 国際機構の基本的構造を法的に説明できる。
- 国際連盟・国際連合など主要な普遍的機構、EU や ASEAN など主要な地域的機構につき、役割・機能を法的に説明できる。

講義の進め方

予習課題に取り組む過程で生じた疑問を持って講義に参加すること。毎回の講義は、予習課題やその他の資料を読むだけでは解決できない問題につき、受講生や教員と議論を重ねることにより少しでも理解を深めるために行われる。

注意事項

講義の録音は、いかなる理由によるものであれ、認めない。

参考文献

各回の講義に関係する参考文献は、毎回の講義前にウェブサイトに掲載する予習課題に引用される。以下は、講義全般に関する参考文献である。

予習用資料 講義が始まるまで（遅くとも第1部第2節が終わるまで）の間に、以下に目を通しておくと、講義の理解が格段に深まる。読んでおくことを強く勧める。

- 小寺彰ほか（編）『講義国際法〔第2版〕』（有斐閣、2010年）第7章 国際組織法〔植木俊哉執筆〕
- 浅田正彦（編著）『国際法〔第2版〕』（東信堂、2013年）第7章 国際機構〔黒神直純

執筆]

- 杉原高嶺ほか『現代国際法講義〔第5版〕』（有斐閣、2012年）第9章 国際機構 [吉井淳執筆]

教科書 指定しない。必要な資料は配付（またはダウンロードを指示）する。

判例集 [国際司法裁判所](#)など国際裁判所の判決等は英語正文（英語以外の言語が正文である場合は英訳）を配付（またはダウンロードを指示）する。概要を日本語で読みたい場合は、

- 松井芳郎（編）『判例国際法（第2版）』（東信堂、2006年）
- 小寺彰ほか（編）『国際法判例百選（第2版）』（有斐閣、2011年）

が便利である。

条約集 講義で用いる条約は、英語正文（英語以外の言語が正文である場合は英訳）を配付（またはダウンロードを指示）する。日本語訳を参照したい場合は、

- 田中則夫ほか（編）『ベーシック条約集 2013』（東信堂、2013年）
- 奥脇直也・小寺彰（編）『国際条約集 2013年版』（有斐閣、2013年）

のいずれかの参照を薦める。

国際機構法に特化した日本語訳条約集として、

- 香西茂・安藤仁介（編集代表）『国際機構条約・資料集（第2版）』（東信堂、2002年）がある。ただし、やや古くなっている。

条約の探し方一般については、瀆本ウェブサイトの[「国際法・国際機構法受講生のための学習資源」](#)を参照のこと。

参考書 [国際機構法全般](#)

- 佐藤哲夫『国際組織法』（有斐閣、2005年）
- 家正治ほか（編）『国際機構〔第4版〕』（世界思想社、2009年）
- 最上敏樹『国際機構論〔第2版〕』（東京大学出版会、2006年）
- 内田孟男（編著）『国際機構論』（ミネルヴァ書房、2013年）
- 外務省『国際機関総覧 2002年版』（日本国際問題研究所、2002年）
- Philippe Sands & Pierre Klein, *Bowett's Law of International Institutions*, 6th ed., London, Sweet & Maxwell, 2009.
- Jan Klabbbers, *An Introduction to International Institutional Law*, 2nd ed., Cambridge, Cambridge Univ.Pr., 2009.
- Henry G. Schermers & Niels M. Blokker, *International Institutional Law*, 5th rev. ed., Leiden, Nijhoff, 2011.
- Jan Klabbbers & Åsa Wallendahl eds., *Research Handbook on the Law of International Organizations*, Cheltenham, Elgar, 2011.

- C.F. Amerasinghe, *Principles of the Institutional Law of International Organizations*, 2nd rev.ed., Cambridge, Cambridge Univ.Pr., 2005.
- Nigel D. White, *The Law of International Organisations*, 2nd ed., Manchester, Manchester Univ.Pr., 2005.
- Manuel Diez de Velasco Vallejo, *Les organisations internationales*, Paris, Economica, 2002.

国連

- 藤田久一『国連法』（東京大学出版会、1998年）
- Bruno Simma ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 3rd ed., 2 vols., Oxford, Oxford Univ.Pr., 2012.
- Jean-Pierre Cot & Alain Pellet, sous la direction de, *La Charte des Nations Unies: Commentaire article par article*, 3^e éd., 2 tomes, Paris, Economica, 2005.
- Benedetto Conforti & Carlo Focarelli, *The Law and Practice of the United Nations*, 4th rev. ed., Leiden, Nijhoff, 2010.
- Robert Kolb, *Introduction au droit des Nations Unies*, Bâle, Helbing Lichtenhahn, 2008.（一部につき英訳あり。Robert Kolb, *An Introduction to the Law of the United Nations*, Oxford, Hart, 2010.）

国際法

- 酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011年）
国際法は、国際法第一部・第二部で本格的に学ぶ。国際機構法の講義では、国際法を履修していないことを前提とする。

辞典

[「国際法・国際機構法受講生のための学習資源」](#)を参照

その他参考文献

- 講義各回に特に関係する文献は、それぞれの回の予習課題に引用する。
- 文献資料の探し方一般について、[「国際法・国際機構法受講生のための学習資源」](#)を参照のこと。

講義計画

第1部 秩序構想——プロセスとしての international organization

- 第1節 「主権国家体制」の歴史的相対性
- 第2節 主権国家体制の確立と伝播
- 第3節 国際社会の組織化

第2部 機構構造——被造物としての international organizations

- 第1節 国際機構法の誕生と展開

第2節 やや異質な構造例

第3部 ふたたび秩序構想——inter-“national” organization の限界

- 講義では、以下に示す問題を中心に扱う。
- 毎回の講義の前に、予習課題をウェブサイトに掲載する。予習課題は、当該回に扱う問題について基本的予備情報を提供するものであり、さらに考えを深める手がかりとなる参考文献も示す。

第1部 秩序構想——プロセスとしての international organization

第1節 「主権国家体制」の歴史的相対性

1. ヨーロッパ 「国家」「主権」が生まれる前と後

- 「国家」「主権」誕生前のヨーロッパ秩序は、「聖と俗のピラミッド」と表現されることがある。それぞれのピラミッドはどういう構造を有しており、何に根拠を置いていたか。また、それらの相互関係はどのようなものか。
- 「国家」はいつ頃生まれたか。
- 「主権」を有するとはどういうことか。「王は王国の中の皇帝」とはどのような意味か？

2. 東アジア 朝貢冊封「システム」

- どのような理念に基づいていたか
- その理念はどのようにして現実と調整されたか
- 琉球の地位はどのように説明されるか
- 「主権国家体制」との異同は

3. 中東・北アフリカ イスラーム社会

- どのような理念に基づいていたか
- イスラーム社会において「国際」関係を想定できるか。現代においてはどうか。
- 非イスラーム社会との関係はどのように説明されるか

第2節 主権国家体制の確立と伝播

1. 大国共存の秩序

- 「主権国家体制」はどのような歴史的背景の下に成立したか
- それはどのようにして正統化されたか

- 先進国による植民地支配は、「主権国家体制」の理念の下でどのように説明されるか。
- 中南米の植民地化はどのようにして「国家間の」法の萌芽をもたらしたか

2. 東アジアにおける展開 「万国公法」の時代

- アヘン戦争は、どのような意味で転換点であり、転換点でなかったか
- 清や日本が西洋列強と締結した条約は「不平等条約」ではなかった——どういう意味において？
- 清・朝鮮・日本における「万国公法」の受容にどのような差異があるか。その差異はなぜ生まれたか。

第3節 国際社会の組織化

1. 国際機構法前史

- 「会議体制」とはどのような体制か。それは「主権国家体制」と整合的に説明できるか。
- 国際行政連合は何のために設立され、どのような役割を果たしたか。
- 国際行政連合の法的地位は当時どのように説明されたか。
- 国際河川委員会が「河川国家」と言われるのはなぜか

2. 主権概念の動揺 “The Great War”の衝撃と国際連盟の創設

- 国際連盟はどのような安全保障体制を構築したか
- 不戦条約は戦争を禁止したか
- この頃に主権を否定ないし実質的に無意味化する議論が多く提唱された。その内容は？

3. 連盟体制の崩壊

- 連盟は戦間期経済危機にどのように対応しようとし、どのように失敗したか。
- 満州・エチオピアに関して、連盟の安全保障体制はどこまで機能し、どこから機能しなくなったか。それはなぜか。

4. 枢軸国の国際秩序構想——主権概念の止揚？

- ドイツはどのようにして既存国際秩序を打破しようとしたか——「広域」と主権
- 日本は？——大東亜共栄圏構想と主権

5. United Nations の国際秩序構想（1）——経済
 - Bretton Woods 体制はどのような理念に依拠していたか。
 - その理念は 19 世紀末・戦間期の国際経済秩序のそれとどのように異なっていたか。
 - その理念はどのように機構化されたか。

6. United Nations の国際秩序構想（2）——安全保障
 - 国連安全保障体制はどのような理念に依拠していたか。
 - その理念はどのように機構化されたか。なぜ安全保障理事会が必要とされたか。
 - 拒否権の存在理由・正当化根拠はどのようなものか。

第 2 部 機構構造——被造物としての international organizations

第 1 節 国際機構法の誕生と展開

1. 国際機構の存在 国連損害賠償事件
 - 国際機構が「国際法人格」を有するとはどういうことか
 - 国際機構が国際法人格を有する根拠・条件は

2. 国際機構の権限 国連経費事件
 - 「平和維持活動」はどのような経緯で生まれたか
 - 「黙示的」権限とはどのような権限か。国際機構がそれを有するのはなぜか。
 - 国際機構の行為に有効性が「推定」されるとは、どういうことか。
 - その推定は覆すことができるか。

3. 国際機構の意思決定 表決制度
 - 国際機構にはどのような表決制度があるか。それぞれの存在理由はどのようなものか。
 - 植民地諸国の独立は、表決制度にどのような影響をもたらしたか。
 - コンセンサスとはどういう制度か。なぜ生まれ、なぜ広く用いられているのか。

4. 国際機構の法定立権限
 - 国際機構が定立する法規範にはどのようなものがあるか
 - 国際機構は「立法」を行うことができるか

- 国際機構は慣行により法規範を定立することができるか

5. 国際機構の責任

- 国際機構が違法行為を行う場合、その責任を負うのは機構か、加盟国か
- 国際機構から与えられた任務を果たす加盟国が違法行為を行う場合、その責任を負うのはどちらか？

6. 国際機構に関する紛争の処理

- 国際機構を一方当事者とする紛争は、どのような手続で処理されるか
- 安保理と国際司法裁判所とはいずれも国連の主要機関であるところ、国際司法裁判所は安保理決議を違法無効と判断することができるか。また、安保理は国際司法裁判所の判決を覆す内容の決議を採択することができるか。

7. 国際機構を構成する「人」

- 「国際」公務員とはどのような人たちか
- 国際公務員に適用される法はどこか

8. 国際機構が享有する免除

- 国際機構（の職員）が国家管轄権からの免除を享有する根拠はどのようなものか
- 免除が制約される事情はあるか

9. 国際機構の消滅と承継

- 国際機構はどのような場合に消滅するか
- 消滅した国際機構の債務は誰が承継するか 国際すず理事会
- 消滅した国際機構の権限が別の国際機構に承継される場合はあるか 一連の南アフリカ委任統治事例

第2節 やや異質な構造例

1. 超国家的機構 EU

- EUはいかなる意味において「超国家的」機構なのか
- なぜ「超国家的」統合を進めようとしたのか
- ヨーロッパには、EUのほか、欧州評議会・NATO・OSCEなど様々な地域的国際機構がある。どのように役割分担がなされているのか。

2. 条約に基づかない国際機構 ASEAN, OSCE, CTBTO など
 - なぜ条約を選択しないのか
 - いかなる意味において「国際機構」と言えるのか
 - 「緩い」機構をあえて作ろうとする理由は
3. 機構らしきものの事務局が国際的に活動する例（かつての）GATT 事務局、ラムサール条約事務局、太平洋諸島フォーラム事務局、APEC 事務局など
 - 事務局が国際機構なのか
 - これら事務局が対外的に結ぶ合意の法的地位は
4. 条約に基づく国際機構でないもの 国際公企業など
 - 国際決済銀行(BIS)は国際機構か。その議論の実益は。
 - 条約に根拠を置く国際公企業は、国際機構とどのように異なるか。

第 3 部 ふたたび秩序構想——inter-“national” organization の限界

1. 国家の壁を破る？国際機構
 - 国際機構による「内政干渉」は認められるか。
 - 国際機構による人権保障活動は、加盟国内における人権のあり方にとどのような影響を与えているか。
2. 私的に形成される公秩序 ドーピング規制を例に
 - ユネスコ・欧州評議会 なぜ国際機構がドーピング規制に関与するのか
 - 世界アンチドーピング機構 なぜスイス民法上の法人が世界中のドーピング規制に関与するのか
 - スポーツ仲裁裁判所 なぜ世界中のスポーツ関連紛争は民間の「裁判所」で処理されるのか
3. Global と international
 - Globalization の時代に生じる諸問題に inter-national という枠組みで対応できるのか
 - 「世界はひとつ」だとすると、国連憲章は国際社会の憲法となるのか

以上